

京田辺市上下水道事業経営審議会(第5回)議事録要旨

日時：令和7年2月12日（水）午後1時30分～午後2時50分

場所：京田辺市上下水道部事務所 2階 大会議室

委員出席者：山田会長（欠）、米田副会長、奥田委員、津熊委員、赤尾委員（欠）、
曾和委員（欠）、小長谷委員、玉井委員、寺本委員、大崎委員
（会長、副会長を除き、京田辺市上下水道事業経営審議会規程第2
条に示す第1号委員から第3号委員の順、各号内で順不同）

事務局出席者：高田公営企業管理者職務代理者、上杉上下水道部副部長、北尾経
営管理室担当課長、西尾経営管理室担当課長、竹村下水道課長、
平岡上水道課長、西澤薪浄水場長

事務局補佐出席者：株式会社日水コン4名

傍聴者：2名

（議事要旨）

1. 開会

事務局より開会を宣言するとともに配布資料の確認を行い、審議会の次第を説明した。また、山田会長の訃報について報告を行い、出席者全員で黙祷を捧げた。

2. 挨拶

公営企業管理者 職務代理者 上下水道部長より開会の挨拶を行った。

本日は、公私ご多用のなか、ご参集いただきましてありがとうございます。平素は、本市水道行政の推進に対しまして、多大なご理解とご協力を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

第5回京田辺市上下水道事業経営審議会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

本日は、この後、お手元の式次第でお示しさせていただいておりますように、水道事業並びに下水道事業の整備運営に係る方針を定めるビジョンの改訂案についてご審議いただくことになります。なお、本日の議題となっておりますビジョンの改訂に向けては、これまでの本審議会において、主な改訂事案に係

る情報として、水道事業であれば、有機フッ素化合物含有への対策、既存の浄水施設・取水施設の廃止、新たな水源の確保などについてご説明し、下水道事業であれば、使用料金のあり方についてご説明するとともに、情報の共有を図らせていただきました。それらを踏まえた改訂案を、本日、この後、お示しさせていただきます。この改訂案につきましては、本日の審議を賜ったのちに、広く市民の皆さまのご意見をお聞きするため、3月21日から4月21日までの1か月間をかけて、パブリックコメントを実施する予定です。

本計画が成案に至るまでは、年度をまたがる形で、委員の皆さまにもお世話になることとなります。何卒、委員の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 審議会の成立

本日の委員の定足数を確認します。7名の出席であり、経営審議会規程第4条第3項に定めた過半数以上の出席を満たしているため、本審議会は成立していることを報告します。

4. 審議事項

経営審議会規程第3条第3項により、副会長が会長の職務を代理し、会議を進行。

(1) 審議会の会議の公開・非公開について

原則公開ということで各委員の了承を得た。

(副会長) 審議事項第1号の審議会の会議の公開・非公開について諮りたい。

(副会長) 原則公開でいかがでしょう。

(一同) 異議なし。

(2) 第4回経営審議会の議事録について

事務局より第4回経営審議会の議事録と第4回経営審議会の開催結果は、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」第8項の規定に基づき、その要旨を市ホームページで公開していることを合わせて報告した。

(3) パブリックコメントに向けたビジョン案の確認について

(水道ビジョン案について)

事務局より資料2を用いて説明した後、審議事項について質疑応答を行った。

- (副会長) 昨年 12 月に実施した第 4 回審議会で見直しの内容は確認しており、質疑応答の結果も議事録に残っています。その他で意見があれば質疑をお願いします。
- (委員) 資料 2 の 6 ページ 最下段で、左側の修正版をみると「第 4 章」が消えている。修正をお願いします。
- (事務局) 承知しました。
- (委員) 生活用水は、木津川の水をくみ上げて各家庭に配水しているのか。
- (事務局) 本市の自己水源は浅井戸及び深井戸です。井戸水をくみ上げて水処理後、皆さんに供給しています。直接木津川の河川水を取り入れていませんが、一部伏流水として取水しています。
本市では京都府営水道からの受水もあり、その水は高山ダムを水源とする木津川の河川水を水処理して供給しています。
- (委員) 河川水の水質検査はしているか。
- (事務局) 河川水の水質検査は、本庁の経済環境部が行っており、市内を流れる河川での検査結果として、国の暫定基準値を上回る PFOS、PFOA が検出されたと聞いています。なお、木津川から直接取水している府営水は水処理して供給しており、PFAS の含有量が極めて低いことが確認されています。
- (委員) 昨年 11 月 26 日の市議会報告で、条例改正に伴って検査項目が大腸菌群から大腸菌に変わったと聞いたが、これはなぜか。
- (事務局) 水質検査機器の精度向上に伴って、大腸菌群としてまとめて扱っていたものを大腸菌として個別に測定できるようになったためです。
- (委員) 同じく市議会での条例改正で、水道布設工事監督者の資格要件を 7 年から 3 年の実務経験に変わると聞いたが、これは資料 2 の 40 ページ、職員平均年齢の増加と関係があるのか。
- (事務局) 水道布設工事監督者の資格については、国の制度見直しを受けて本市の条例も改正することとしました。昨今、どの水道事業者も技術者不足が大きな課題となっています。有資格者確保の観点から望ましい見直しを国が行ったと考えています。

(下水道ビジョン案について)

事務局より資料 3 を用いて説明した後、審議事項について質疑応答を行った。

- (副会長) 前回の審議会では、下水道使用料の値上げについての検討が必要と説明を受けています。また、埼玉県では道路陥没事故が起こり、

毎日のようにニュースで取り上げられている。この点で何か質問はありますか。

(委 員) 下水道管の耐用年数は 50 年と聞いた。本市の場合、下水管はどれくらいの深さに埋設されているのか。また、大きさはどの程度か。

(事 務 局) 埼玉県の場合は流域下水道で起きており、口径も 4.75m の管が地下約 10m に埋設していると聞いています。本市の場合、口径 200mm～250mm のものが 9 割以上を占め、1 m 以上の管路は若干しかありません。また、埋設深さも 1 m 強程度で、深い箇所でも 3～4 m であり、八潮市の事例とは大きく異なります。

また、国では八潮市の事故を受けて、同様の大規模な下水道管路(処理水量 30 万 m^3 /日以上)の下水処理場に接続する口径 2 m 以上の流域下水道管路)を管理する 7 都府県 13 か所の流域下水道管理者に緊急点検を要請しています。本市は要請対象ではありませんが、地上又は地下からのパトロールを緊急実施しています。また、このような事故が起こる前から、老朽化対策としてストックマネジメント計画に基づき、令和 3 年～令和 6 年の 4 年間で市内全域の下水道管路について、重要管路は TV カメラを入れ、それ以外はマンホールから手鏡で確認するなど調査しました。結果として、事故につながるような大きな腐食や損傷は確認されず、概ね良好な状態ということが確認できました。また、この調査内容を基に、今後の我々の財政計画と照らし合わせながら、平準化して、必要に応じて順次改修を行うという考えです。

(副 会 長) テレビを見て、土壌が問題なのかと思うのだが、本市の土壌はどうか。例えば、八潮市の場合は、粘土質と砂地だったと聞いているが、本市はどうか。

(事 務 局) 土質学分類でいうと、本市は砂地が多いです。粘土質もありますし、砂礫のところもあります。山間地にいけば、岩質もあります。地形によって様々です。テレビにて土壌の心配をされたとのことですが、八潮市の場合は、流量 4 m^3 /秒近くの水が流れており、砂も一緒に流れている状況でして、地盤が不安定になっております。本市も砂地はありますが、このような外的要因がなければ土が安定しています。今回の場合は、大きな流量が要因だと考えられます。安定した地盤ではございますので、ご心配されることではないと考えております。

(副 会 長) 下水管内の汚水から硫化水素が発生し、硫酸になって、コンクリートを腐食するとテレビで放送されていたが、本市でもそのようなこ

とは起こりうるのか。

（事務局）同様のメカニズムによって、特にコンクリート製の管については、腐食をしていくメカニズムになっています。以前に一度、本市も硫化水素の検査をしたことがございます。管径が小さいためかもしれませんが硫化水素が発生している箇所はありませんでした。そのような状態ではありますけれども、しっかり点検をして、それらに備えた取組みをしている点をご理解いただけたらと思います。

（副会長）ありがとうございます。硫化水素が硫酸になって管を壊すにはかなりの時間を要するのではないかと思います。

それよりも早く流した方がよいと思うが、高低差などで違ってくるのかもしれない。口径の大きい管であれば早く流れてないのかなと思う。

（事務局）硫化水素の発生は仕方なく、こういったものを流下させるのが下水道施設であるのご理解いただきたい。硫化水素の発生を抑えるのではなく、事故を未然に防ぐために改築更新していく計画です。

（副会長）埼玉県の事故を受け、より一層維持管理の重要性が謳われ、今後は維持管理費や人件費は上がるだろうと思う。

（事務局）下水道使用料改定については。ビジョンで具体的に記載していませんが、今後2～3年かけて、検討していくこととなります。

（委員）京都府の下水道分野でW-PPP（ウォーターPPP）と書かれているが、どういうものなのか。

（事務局）本市でも水道法や公営企業法に基づいて上下水道事業を運営しています。水道法が平成30年に改正され、国の大きな方針として「事業体の単独運営では人口減少や資金不足により、維持管理が難しくなっていること」を背景に、W-PPP、官民連携、広域連携が推進されました。W-PPPとは、自治体と民間企業が協力し、効率的な運営やコスト削減を図ることで、持続可能なインフラ管理を目指すようにするものです。また、近隣の事業体で企業団体になり、技術者不足や資金不足を補うのが広域連携という考え方です。こういう方策をすることで、現状、人が少なくなっていく水道事業者として安定的な経営につなげようという仕組みです。W-PPPは「可能な限り民（民間企業）に任せましょう」という官民連携の流れとして打ち出されています。本市のビジョンでも、国が示しているために我々も同じ方向性は示しております。

5. 今後のスケジュールについて

事務局から資料4を用いて今後のスケジュールについて説明を行った。

6. 公営企業管理者職務代理者挨拶

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は長時間にわたり、熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

本日いただきました意見につきましては、今後の計画見直しに向けて参考とさせていただくとともに、別途、3月21日から実施するパブリックコメントで広く市民のご意見をお聞きするなかで、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

我々事務局としましては、皆さまに、適切な時期に、適正な資料を持って、ご審議頂けるよう、今後とも、努めてまいりますので、ご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

7. 閉会

公営企業管理者職務代理者の閉会の挨拶の後、第5回経営審議会を閉会した。

以上